

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	19
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	19
○土地改良法による道管換地処分……………（農業施設管理課）	19
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	20
○水防警報河川の指定……………（河川課）	20
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（会計事務センター）	20
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	20
道監査委員公表	
○監査公表第4号……………	21

告 示	
北海道告示第167号	
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場に、だちょうについては10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、当該家きんについて、高病原性鳥インフルエンザの発生予察のための検査を受けることを命ずる。	
平成22年3月9日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 実施の目的	
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため	
2 実施する区域の市町村名及び実施の期日	
実施する区域	実施の期日
	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北海道 一 円	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 4 実施の方法
- （1）検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- （2）検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北竜土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成22年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成22. 2. 24	理 事	金 山 信 幸	雨竜郡北竜町字和86番地の8	
同	同	同	大 路 吉 久	同 字板谷167番地の1	
同	同	同	近 江 博 信	同 字碧水36番地の5	
同	同	同	藤 江 秀 俊	雨竜郡雨竜町字渭の津74番地82	
同	同	同	西 野 利 幸	雨竜郡北竜町字三谷47番地の1	
同	同	同	渡 辺 隆	同 字板谷15番地の1	
同	同	同	川 上 健 康	同 字美葉牛114番地の1	
同	同	監 事	宮 島 利 春	同 字恵岱別8番地の1	
同	同	同	河 野 朗	同 字岩村7番地の1	
退 任	平成22. 2. 23	理 事	金 山 信 幸	同 字和86番地の8	
同	同	同	辻 正 昭	同 字美葉牛74番地の1	
同	同	同	藤 井 利 昭	同 字西川16番地の1	
同	同	同	大 路 吉 久	同 字板谷167番地の1	
同	同	同	近 江 博 信	同 字碧水36番地の5	
同	同	同	藤 江 秀 俊	雨竜郡雨竜町字渭の津74番地82	
同	同	同	西 野 利 幸	雨竜郡北竜町字三谷47番地の1	
同	同	監 事	河 野 朗	同 字岩村7番地の1	
同	同	同	下 村 功	同 字竜西39番地の9	

北海道告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新十津川町弥生第2地区の換地処分をした。

平成22年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所 区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
栄 町 温 泉 線 北海道小樽土木現業所	余市郡余市町栄町657番 1 地先から同郡余市町栄町519番 3 地先まで	前	7.54mから 20.00mまで	680.72m	—
		前	14.20mから 41.08mまで	680.00m	—
		後	7.54mから 20.00mまで	680.72m	—
仁 木 赤 井 川 線 北海道小樽土木現業所	余市郡仁木町銀山 2 丁目463番 5 地先から同郡仁木町銀山 3 丁目495番 1 地先まで	後	14.20mから 41.08mまで	680.00m	—
		後	13.35mから 28.25mまで	682.62m	—
		前	16.30mから 22.80mまで	180.00m	—
		後	16.30mから 22.80mまで	180.00m	—
		後	15.30mから 22.80mまで	196.85m	—

北海道告示第171号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第 1 項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成22年 3 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河 川 名	水 防 警 報 区
	左	岸 右 岸

石狩川	支川 パンケ歌志内川	砂川市吉野 4 条南 3 丁目133番 1 地先から石狩川への合流点まで	砂川市北吉野258番地先から石狩川への合流点まで
		空知郡上砂川町字上砂川 3 番37地先から同郡上砂川町字鶴2番 2 地先まで	空知郡上砂川町字上砂川340番 3 地先から砂川市鶴176番 1 地先まで
支川 奈江豊平川		砂川市東豊沼14番 2 地先の共栄橋下流端から石狩川への合流点まで	砂川市東豊沼 3 番 3 地先の共栄橋下流端から石狩川への合流点まで

北海道告示第172号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成22年 3 月31日から施行する。

平成22年 3 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項有限会社つくしの事項を削る。

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年 3 月 9 日

北海道後志支庁長 谷 本 辰 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 6 台
- 2 落札を決定した日
平成22年 2 月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 有限会社日進堂
(2) 住 所 虻田郡倶知安町北 1 条西 2 丁目13番地
- 4 落札金額
824,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年 1 月26日付け北海道後志支庁告示第 4 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課

(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	
道 監 査 委 員 公 表	
監査公表第4号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成19年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課並びに北海道の本庁（行政情報センター）及び各支庁の行政情報コーナー（石狩支庁を除く。）に備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成22年3月9日 北海道監査委員 沢 岡 信 広 北海道監査委員 喜 多 龍 一 北海道監査委員 見 野 全 北海道監査委員 坂 本 人 士	

